# 

サポートネットワーク会員限定 お役立ちメールマガジン (3月号)

# お役立ち情報 vol.13「加給年金額」について

引き続き、メールマガジンをお読みいただき、ありがとうございます。「加給年金額」の 詳細はこちらです。

社会保険労務士:望月さんに詳しくご説明いただきます。

当メルマガでは、年金額については、令和4年度価額で記載しております。

## お役立ち情報vol.13

ねんきん定期便に掲載されていない「加給年金額」をご存知ですか? ~「加給年金額」もらえる要件は? いくらもらえる? ~

# ●「加給年金額」とは何か?

厚生年金保険の被保険者期間(共済組合等加入期間を含む)が 20 年以上ある人が、65 歳になった際(または定額部分支給開始年齢になったとき)に、その人に生計を維持されている配偶者や子どもがいる場合に、加算される年金です。

支給には、次の支給要件をすべて満たす必要があります。

# ●「加給年金額」の支給要件 大きく3つ

## 《支給要件》

- ① 厚生年金保険の被保険者期間(共済組合等加入期間を含む)が20年(※1)以上であること。
  - (※1) 中高齢の特例の場合は、厚生年金保険の被保険者期間が 15~19 年に短縮

② 配偶者の場合:65 歳未満であること。

子の場合: 18 歳到達年度の末日までの間の子。または1級・2級の障害の状態にある20歳

未満の子であること。

③ 生計を維持されていること。



# ■生計維持とは

公的年金では、「生計を維持されている」とは、原則として次の(a)と(b)の要件を両方とも満たす場合をいいます。

- (a) 同居していること。 ただし、別居していても、仕送りをしている、健康保険の扶養親族である等の事項が あれば認められます。
- (b) 加給年金額の対象者について、前年の収入が850万円未満であること。 または、所得が655万5000円未満であること。

# ●「加給年金額」の支給額 いくらもらえる? 年齢によって特別加算もあり!

# 《加給年金額》

対象者	加給年金額	年齢制限
配偶者	223,800 円(※2)	65 歳未満であること (大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた配偶者には年齢制限なし)
1 人目・2 人目の子	各 223,800 円	18 歳到達年度の末日までの間の子 または 1 級・2 級の障害の状態にある 20 歳未満の子
3 人目以降の子	各 74,600 円	18 歳到達年度の末日までの間の子 または 1 級・2 級の障害の状態にある 20 歳未満の子

(※2) 老齢厚生年金を受給している人の生年月日に応じて、配偶者の加給年金額に 33,100 円~ 165,100 円が特別加算されます。

# 《 配偶者加給年金額の特別加算額(令和3年4月から) 》

受給権者の生年月日	特別加算額	加給年金額の合計額
昭和9年4月2日~昭和15年4月1日	33,100 円	256,900 円
昭和 15 年 4 月 2 日~昭和 16 年 4 月 1 日	66,600 円	289,800 円

昭和 16 年 4 月 2 日~昭和 17 年 4 月 1 日	99,100 円	322,900 円
昭和 17 年 4 月 2 日~昭和 18 年 4 月 1 日	132,100 円	355,900 円
昭和 18 年 4 月 2 日以後	165,100 円	388,900 円

# ●「加給年金額」の支給期間 いつまでもらえる?

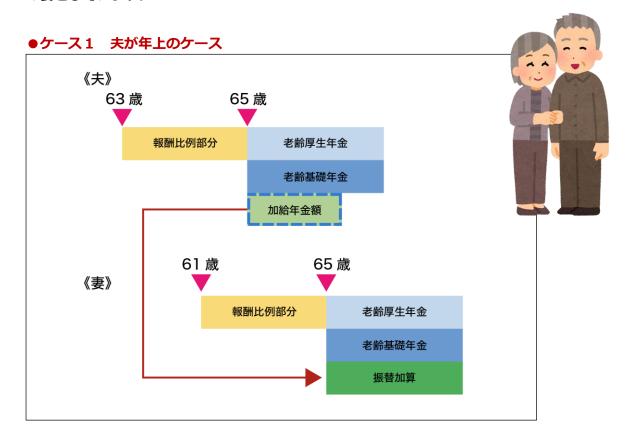
# 《支給期間》

- ・配偶者の場合は、配偶者が65歳に達するまで。
- ・子の場合は、18 歳到達年度の末日まで。または、1 級・2 級の障害の状態にある子は 20 歳未満。

# ● 事例 ケース 1 夫:年上、厚生年金保険に 20 年以上加入 妻:厚生年金保険の被保険者期間が 20 年未満

ここでは、配偶者に対する加給年金額について事例を見ていきましょう。 加給年金額は、支給要件を満たせば、夫(男性)でも妻(女性)でも加算対象者になります。

ケース 1 では、厚生年金保険に 20 年以上加入している夫、厚生年金保険の被保険者期間が 20 年未満の妻としています。



## ■ケース1:加給年金額加算ありと振替加算について

|夫 65 歳 (妻 65 歳未満)|: 夫が年上のケースでは、夫が 65 歳になると、加給年金額が加算される。

 $\downarrow$ 

凄 65 歳: 夫に加算されていた加給年金額の支給が打ち切りに。

加給年金額の加算対象者であった妻が老齢基礎年金を受け取るときに、「振替加算」とし て妻の老齢基礎年金の額に加算される。

#### 「振替加算」について

- ・振替加算の額は、振替加算対象者の生年月日で決まっています。
- ・振替加算が加算される人の生年月日は、大正15年4月2日~昭和41年4月1日 までとなっています。昭和41年4月2日以降生まれの人は、振替加算がありま せん。

#### ●注意点

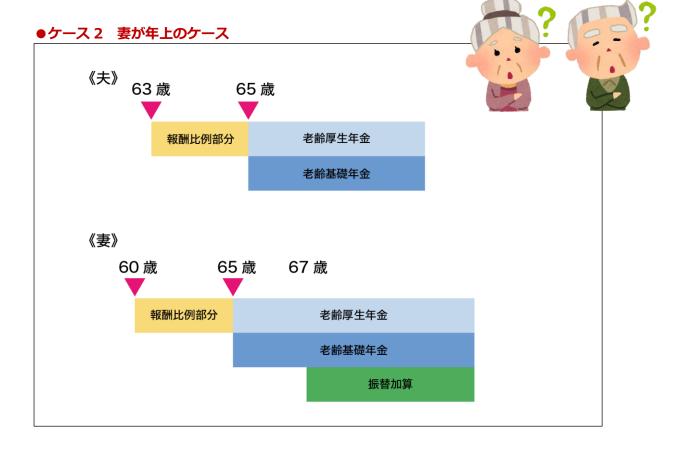
- ・妻が老齢基礎年金の他に、被保険者期間 240 月以上の老齢厚生年金や退職共 済年金を受けることができるときには振替加算が行われません。
- ・障害基礎年金、障害厚生年金などの支給を受けているときには、(全額が支 給停止の場合を除いて)振替加算に相当する部分の支給は停止されます。

## ■振替加算とは

支給されていた加給年金額が打ち切られ、加給年金額の加算対象者であった人が 老齢基礎年金を受け取る場合には、一定の基準により自身の老齢基礎年金の額に 加算がされます。これを振替加算といいます。

夫:厚生年金保険に20年以上加入 事例 ケース 2 妻:年上、厚生年金保険の被保険者期間が 20 年未満

ケース 2 では、夫の厚牛年金保険加入期間が 20 年以上、妻の厚牛年金保険加入期間が 20 年未満で、 妻が年上の場合です。



## ■ケース2:加給年金額なしと振替加算について

|妻 65 歳 (夫 65 歳未満)|: 妻が夫よりも年上の場合には、加給年金額の加算はない。

夫 65歳: 夫が 65歳で本来支給の老齢厚生年金が支給開始となり、妻の厚生年金加入期間が 20年未満の場合、妻の老齢基礎年金に振替加算が上乗せされる。

# 「振替加算」について

- ・振替加算の額は、振替加算対象者の生年月日で決まっています。
- ・振替加算が加算される人の生年月日は、大正 15 年 4 月 2 日~昭和 41 年 4 月 1 日までとなっています。昭和 41 年 4 月 2 日以降生まれの人は、振替加算がありません。

#### ■振替加算を受給するには

振替加算を受給するには、「国民年金 老齢基礎年金額加算開始事由該当届(様式第 222 号)」に次の 書類を添付して届け出をします。

①戸籍謄本、②世帯全員の住民票の写し、③振替加算が加算される人の所得証明書 (収入のない人は非課税証明書)

なお、令和元年7月1日からマイナンバーを活用した情報連携で、「世帯全員の住民票の写し」や「所得証明書」は、原則添付不要になっています。

ただし、情報連携の対象外となっている戸籍謄本などの戸籍関係の添付書類や、情報連携で取得できない場合などについては、省略することができません。

# ● 令和4年4月以降の加給年金額が支給停止になるケースと経過措置

年金制度改正により、加給年金額の支給停止の規定の見直しが行われます。

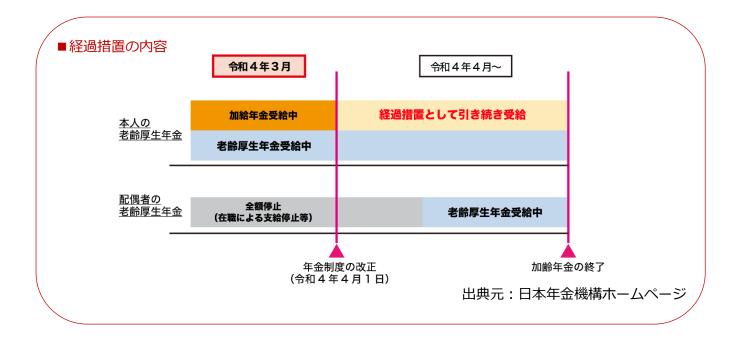
令和4年4月以降は、生計維持している配偶者に老齢や退職、障害を支給事由とする給付を受け取る権利がある場合、加給年金額は支給停止されます。

一方、配偶者に対する給付が「全額支給停止」されている場合、現在は加給年金額が支給されています。令和4年4月以降は、配偶者の老齢または退職を支給事由とする給付が全額支給停止となっている場合にも、これらを受け取る権利がある場合は、加給年金額が支給停止となります。

ただし、経過措置により、次の①および②の要件を満たす場合に限り、令和4年4月以降も引き続き、 加給年金額が支給されます。

## ●経過措置

- ① 令和4年3月時点で、本人の老齢厚生年金または障害厚生年金に加給年金額が支給されている場合
- ② 令和4年3月時点で、加給年金額の対象者である配偶者が、厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金等の受給権を有しており、全額が支給停止されている場合



※経過措置は、次の(a)~(c)に該当した場合、経過措置が終了します。((b)または(c)に該当する場合は、経過措置終了の届出が必要となります。)

- (a) 本人の老齢厚生年金または障害厚生年金の全額が支給停止されることになったとき
- (b) 配偶者が雇用保険の失業給付の受給終了により老齢厚生年金の全額支給停止が解除されたとき (失業給付の受給により、配偶者の令和4年3月分の老齢厚生年金が全額支給停止されていた場合に限る。)

# (c) 配偶者が、年金選択により他の年金の支給を受けることとなったとき

